

【経過措置】

平成25年3月31日までに継続雇用制度の対象者の基準を
労使協定で設けている場合

- 平成28年3月31日までは61歳以上の人に対して
- 平成31年3月31日までは62歳以上の人に対して
- 平成34年3月31日までは63歳以上の人に対して
- 平成37年3月31日までは64歳以上の人に対して



基準を適用
することができます。

◆たとえば、平成28年3月31日までの間は、61歳未満の人については、希望者全員を対象にしなければなりません。61歳以上の人については、基準に適合する人に限定することができます。

就業規則等の改正をお願いします